

経営について

代表的な経営指標	16
エンベディッド・バリュー	23
2010年度の事業概況	26
内部統制基本方針	28
コーポレート・ガバナンスの状況	30
CSR（企業の社会的責任）の取り組み	32
コンプライアンスの徹底	34
個人情報保護への対応	39
リスク管理	43
情報開示	45
生命保険契約者保護機構	46

代表的な経営指標

2010年度 代表的な経営指標

項目	年度	2009年度	2010年度
経常収益		4,837億円	1,707億円
経常損失		13億円	23億円
当期純損失		13億円	25億円
基礎利益		25億円	△50億円
エンベディッド・バリュー		633億円	423億円
エンベディッド・バリュー増減額		192億円	△209億円
総資産		2兆3,210億円	2兆2,630億円
有価証券残高		2兆2,303億円	2兆1,908億円
責任準備金残高		2兆2,713億円	2兆2,180億円
ソルベンシー・マージン比率 *1		1,275.3%	1,161.1% (1,127.9%)
実質純資産額		748億円	715億円
保有契約高 *2		2兆7,835億円	2兆7,746億円
保有契約件数 *2		505千件	512千件
保有契約年換算保険料 *2		2,630億円	2,647億円
従業員数 *3		337名	281名

*1 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされております。当該変更は2011年度末から適用されます。（ ）は、仮に当該変更を2010年度末において適用したと仮定した場合の数値です。

*2 個人保険および個人年金保険の合計です。

*3 他社から当社への出向者を含み、当社から他社への出向者は含みません。

1.格付

AA+

保険金支払能力格付

<㈱格付投資情報センター（R&I社）>

保険金支払能力格付は、保険金支払債務を契約どおりに支払うことができる能力の程度を比較できるように等級をもって示すものです。

当社は、お客様に当社の財務内容をわかりやすくご理解いただくために、企業情報開示の一環と

して、格付会社に依頼し格付を取得しています。この格付は、2011年（平成23年）7月1日現在における格付会社の意見であり、将来変更されることもあります。

2.ソルベンシー・マージン比率

1,161.1%

 (2010年度末)

支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、高い水準を確保しています。

保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払いや、満期保険金支払い等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（18ページ表の（B））に対する「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：表の（A））の割合を示

す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（表の（C））です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標の1つです。この数値が200%以上であれば健全性についての1つの基準を満たしているとされていますが、この比率のみをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。

「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、価格変動準備金・危険準備金（注）などの諸準備金等の総額です。

（注）価格変動準備金…価格変動により損失が発生する可能性が高い資産について、その価格が将来下落したときに発生する損失（資産運用リスク）に備えるための準備金です。貸借対照表の負債の部に計上されています。
 危険準備金…将来の保険金支払いなどを確実に行うため、以下のリスクに備える準備金です。貸借対照表の負債の部に計上されています。
 ①保険リスク・第三分野保険の保険リスク…実際の保険事故発生率が通常の予測を超えることにより保険金の支払いが増加するリスク
 ②予定利率リスク…運用環境の悪化により資産運用利回りが予定利率を下回るリスク
 ③最低保証リスク…変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に係るリスク

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ①保険引受上の危険（保険リスク・第三分野保険の保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
- ②予定利率上の危険（予定利率リスク）：運用環境の悪化等により、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

④経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で左記①～③および⑤以外のもの

⑤最低保証に係る危険（最低保証リスク）：特別勘定を設けた保険契約のうち保険金等の金額を最低保証するものについて、保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、最低保証する保険金等の金額を下回る危険であって、特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険

ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	2008年度末	2009年度末	2010年度末
ソルベンシー・マージン総額(A)	85,255	84,814	79,547
資本金等	25,632	24,268	21,768
価格変動準備金	26	34	42
危険準備金	20,452	21,144	19,791
一般貸倒引当金	0	0	0
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	166	304	327
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	—	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	28,978	29,062	29,617
負債性資本調達手段等	10,000	10,000	8,000
控除項目	—	—	—
その他	—	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	16,123	13,300	13,701
保険リスク相当額 R ₁	145	135	129
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	47	47	45
予定利率リスク相当額 R ₂	2	2	2
資産運用リスク相当額 R ₃	6,761	4,863	6,056
経営管理リスク相当額 R ₄	475	392	404
最低保証リスク相当額 R ₇	8,882	8,040	7,237
ソルベンシー・マージン比率(C) $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,057.5%	1,275.3%	1,161.1%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条および第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています）。

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いています。

(参考) 新基準によるソルベンシー・マージン比率

平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされており、当該変更は2011年度末から適用されます。下記は、仮に当該変更を2010年度末において適用したと仮定した場合の数値です。

新基準によるソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	2010年度末
ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 総 額 (A)	79,547
資 本 金 等	21,768
価 格 変 動 準 備 金	42
危 険 準 備 金	19,791
一 般 貸 倒 引 当 金	0
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	327
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	29,617
負債性資本調達手段等	8,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
控 除 項 目	—
そ の 他	—
リ ス ク の 合 計 額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	14,104
保 険 リ ス ク 相 当 額 R_1	129
第 三 分 野 保 険 の 保 険 リ ス ク 相 当 額 R_8	45
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 R_2	3
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 R_3	6,583
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 R_4	415
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 R_7	7,100
ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 比 率 (C) $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,127.9%

(注) 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いています。

3.実質純資産額

715億円 (2010年度末)

実質純資産額とは、有価証券や不動産の含み損益などを反映した資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などを控除した負債を差し引いて算出したもので、保険会社の健全性の状況を示す行政監督上の指標の1つです。この数値がマイナス

になると、監督当局による業務停止命令等の対象となることがあります。

当社の2010年度末（平成22年度末）の実質純資産額は、715億円となりました。

(単位：億円)

項目	2009年度末	2010年度末
実質純資産額	748	715

4.基礎利益

△50億円 (2010年度)

基礎利益とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の1つとされ、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。「経常利益」から有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して算出されます。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険

金・年金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

当社の2010年度（平成22年度）の基礎利益は、△50億円となりました。

(単位：億円)

項目	2009年度	2010年度
基礎利益	25	△50

5.総資産

2兆2,630億円

 (2010年度末)

総資産とは、現金および預貯金、有価証券等の運用資産と、未収金等の非運用資産の合計で、企業の事業規模を示す財務指標の1つです。当社の

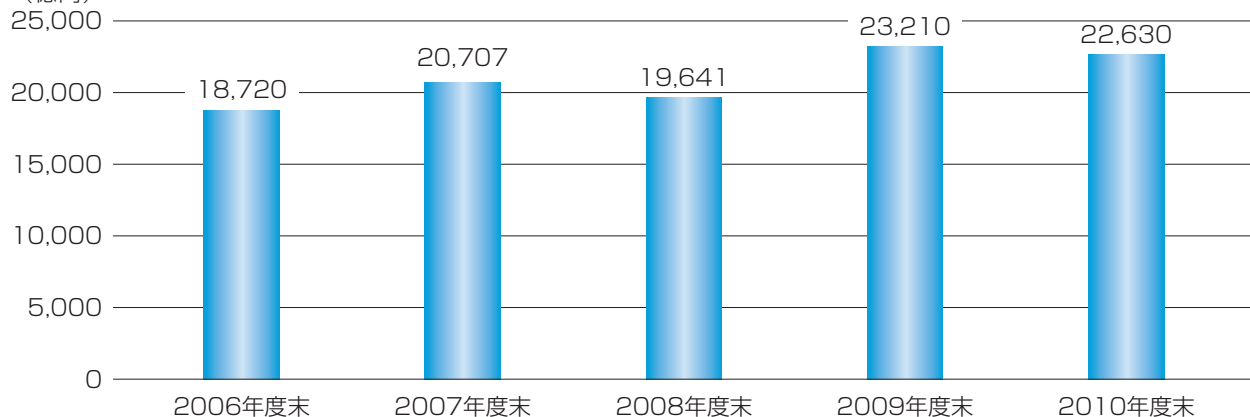
2010年度末（平成22年度末）の総資産は、前年度末より580億円減少して、2兆2,630億円となりました。

(単位：億円)

項目	2009年度末	2010年度末
総資産	23,210	22,630

総資産の推移

(億円)



現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

6.保有契約高

2兆7,746億円 (2010年度末)

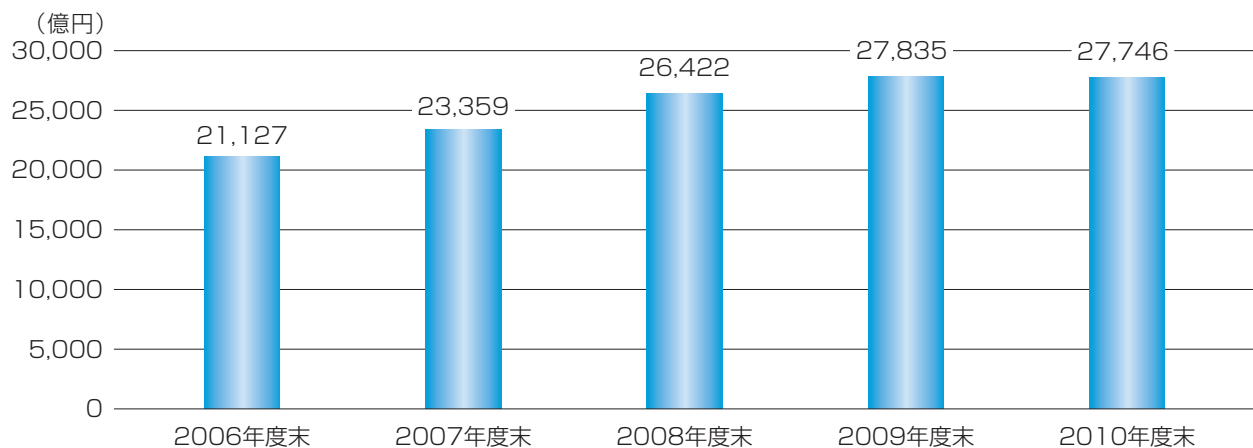
保有契約高は、生命保険会社がどのくらいの生命保険契約を保有しているのかを示す指標です。なお、契約高とは、生命保険会社が保障する金額の総合計です。

2010年度末（平成22年度末）の保有契約高（個人保険および個人年金保険）は、2兆7,746億円となりました。

(単位：億円)

項目	2009年度末	2010年度末
保有契約高 (個人保険+個人年金保険)	27,835	27,746

保有契約高の推移<個人保険+個人年金保険>



7.特別勘定資産

2兆1,922億円 (2010年度末)

特別勘定は、変額保険や変額個人年金保険などで、その運用実績を直接保険金等に反映することを目的として、他の勘定と分離して運用する勘定

です。2010年度末（平成22年度末）の特別勘定に係る資産は、2兆1,922億円となりました。

(単位：億円)

項目	2009年度末	2010年度末
特別勘定資産	22,377	21,922

エンベディッド・バリュー

エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー（Embedded Value：以下、「EV」と略します。）は、生命保険事業の価値評価・業績評価手法の1つで、日本でも10社を超える生命保険会社が2010年度末のEVを公表しており、「純資産価値+保有契約価値」として計算されるものです。

「純資産価値」は、貸借対照表の「純資産の部」に、純資産価値に加算することが妥当と考えられる危険準備金および価格変動準備金を加えて計算しています。

一方、「保有契約価値」は保有契約から生じることが見込まれる将来の「当期純利益」を基礎に、一定のソルベンシー・マージン比率を維持するために内部留保する必要のある額を控除した配当可能な株主利益を、リスク・プレミアムを勘案した割引率（リスク割引率）で割り引いて計算した現在価値の金額です。

2010年度末EV

(1) 2010年度末EV

2010年度末のEVは423億円で、その内訳は、純資産価値が418億円、保有契約価値が5億円となりました。

(単位：億円)

	2008年度末	2009年度末	2010年度末
純資産価値	462	456	418
保有契約価値	△22	176	5
年度末EV	440	633	423
うち新契約価値	△27	△31	△36

(2) EV増減額

東京海上グループは生命保険事業における業績評価指標の1つとして、EVの増減額を採用しています。2010年度のEV増減額は△209億円となり、ROEは△39.6%となりました。

(単位：億円)

	2008年度	2009年度	2010年度
EV増減額	△502	192	△209
EV平均残高	691	536	528
ROE*	△72.7%	35.9%	△39.6%

* ROE=EV増減額/EV平均残高。

2010年度のEV増減額は、2009年度対比で401億円の減少となっておりますが、「運用に関する想定と実績の差」および「前提条件変更による影響」を除くと、2009年度が△22億円、2010年度が△86億円となり、63億円の減少となります。

主要な前提条件

保有契約価値計算上の主要な前提条件は以下のとおりです。

前提条件	設定方法
保険事故発生率	保険種類・保険年度別等の過去の保険金支払実績をベースに設定。
解約率	保険種類・払込方法・保険年度別の過去の解約実績をベースに設定。
経費	過去の経費支出実績および保有契約件数に対する比率（ユニット・コスト）をベースに設定。
特別勘定運用収益率	保険種類ごとのポートフォリオ（株式ファンド、債券ファンドおよびマネーフンド）の収益率に応じて設定。
実効税率	実績に基づき設定（36.2%）。
ソルベンシー・マージン比率	ソルベンシー・マージン比率600%を維持する前提。 （2010年度末は現行基準で600%を、2011年度末以降は新基準で600%を維持する前提。）
リスク割引率	無リスク金利（20年国債利回り）にリスク・プレミアム（6%）を上乗せした数値に基づき設定。 2009年度：無リスク金利（2.17%）+6% → 8% 2010年度：無リスク金利（2.06%）+6% → 8%

特別勘定運用収益率

特別勘定運用収益率は、株式ファンド4%、債券ファンド1.251%、マネーファンド0.1%とし、保険種類ごとに設定しています。

リスク割引率

リスク割引率は、無リスク金利（20年国債利回り）に6%のリスク・プレミアムを上乗せした数値に基づき設定しています。2010年度と2009年度では、リスク・プレミアムの変更はありません。

東京海上グループでは国内生保事業に対する要求水準として、6%のリスク・プレミアムを設定しています。

前提条件を変更した場合の影響

前提条件を変更した場合のEVへの影響額は以下のとおりです。

(単位：億円)

前提条件の変更	EVへの影響	EV
保険事故発生率を1.1倍にする	△8	415
解約率を1.1倍にする	1	425
経費を1.1倍にする	△8	415
特別勘定の時価残高を即時に10%上昇させる	157	581
特別勘定の時価残高を即時に10%低下させる	△159	264
ソルベンシー・マージン比率を500%にする	22	446
ソルベンシー・マージン比率を700%にする	△26	397
リスク・プレミアムを2%引き下げる（リスク割引率6%）	7	431
リスク・プレミアムを1%引き下げる（リスク割引率7%）	4	428
リスク・プレミアムを1%引き上げる（リスク割引率9%）	△5	418
リスク・プレミアムを2%引き上げる（リスク割引率10%）	△12	411

リスク・プレミアムの引き下げ・引き上げについて

リスク割引率の引き下げ・引き上げは、市中金利の変動に連動したものと、リスク・プレミアムの引き下げ・引き上げに連動したものがありますが、ここでは、市中金利は変動せず、リスク・プレミアムを変動させて割引率を変更した場合の影響額を計算しています。

EV増減額の要因別内訳

(単位：億円)

	2009年度	2010年度	比較増減
新契約価値	△31	△36	△4
保有契約価値の割引のリリース	6	16	10
運用に関する想定と実績の差	234	△72	△307
その他の想定と実績の差等	6	△47	△53
再保険の影響	△3	△19	△16
前提条件変更による影響	△19	△50	△31
合計	192	△209	△401

EV増減額の内訳は、新契約価値とそれ以外の増減額との2つに大別されます。

(1) 新契約価値

2010年度の新契約価値は△36億円となり、2009年度対比では△4億円となっています。主な要因は、新契約量が減少したこと、および新契約に係る最低保証リスクのヘッジコストが上昇したことによるものです。

(2) 新契約価値以外の増減額

2010年度の「運用に関する想定と実績の差」は△72億円となりました。主な要因は、市場環境の悪化により特別勘定の運用成果が想定を下回ったことにより、将来、特別勘定の純資産総額に比例して収入する保険関係費用が減少すると見込んだためです。

2010年度の「再保険の影響」は△19億円となりました。これは再保険料率が当初の見込みより上昇した影響によるものです。

2010年度の「保有契約価値の割引のリリース」は16億円となり、2009年度対比では10億円増加していますが、これは2009年度における保有契約価値の増加によるものです。

2010年度の「前提条件変更による影響」は△50億円となりました。これは主に保険事故発生率・解約率前提の変更および2011年度以降新基準のソルベンシー・マージン比率600%を維持する前提への変更によるものです。

注意事項

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。また、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて下した判断により決定されるため、EVから著しく乖離することがあります。したがって、EVの使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

2010年度の事業概況

経営環境と事業の経過

当期のわが国経済は、米国や欧州経済の緩やかな回復により、輸出が持ち直し、個人消費も下げ止まるなど反転の兆しが見えつつありました。しかしながら、東日本大震災や市況の変化により、経済状況は先行き不透明になっております。

当社が販売する変額年金保険市場では、金融マー

ケット環境の悪化を受け、最低保証リスクコントロールに係るコストが高止まっていること等により、販売の休止や抑制を行う会社が多くなり、新規契約高が激減しております。

このような状況の中、当社は商品の入れ替えを進め、最低保証リスクを軽減する商品を発売しました。

商品について

2010年5月、変額個人年金保険GF（Ⅵ型）を「新異次元発」として発売しました。この商品は、特別勘定の資産配分を自動的に見直す運用手法により、資産の安全性の確保と収益の獲得を目指す機能があります。また、積立期間満了まで運用することにより、年金原資として年金原資保証金額が最低保証されます。

また、2011年2月、変額個人年金保険GF（Ⅶ型）を「東京海上日動フィナンシャル運用成果追求型年金 運用プラス」および「ファイブグロース」として発売しました。この商品は、複数の特別勘定から運用対象を選択いただき、積立期間中は、特別勘定の種類や割合を変更（スイッチング）することが可能

です。契約日から1年経過以降、運用の結果、積立金が予め設定した目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を確保する機能があります。また、積立金が所定の水準を下回った場合、積立金の全額をマネーファンドの特別勘定に自動的に移転し、市場環境の急激な悪化に対応する機能も備えています。積立期間満了（5年後）までに目標値に到達しなかった場合には、積立期間満了時点の積立金に年金原資調整金額が上乗せされた金額を年金原資として一括または年金でお受け取りいただけます。なお、不慮の事故による傷害などでお亡くなりになった場合は、死亡保険金に基本保険金額と同額を加算してお支払いします。

資産運用の状況

資産運用面において、一般勘定資産については、安全性および流動性を重視した運用を行っています。また、特別勘定資産については、外部の運用会社が

運用する投資信託を中心に投資しており、資産運用リスクの適切な管理のもと、効率的な資産運用を行っています。

契約の概況

2010年度末の保有契約高は、個人保険が2,845億円（2009年度末2,966億円）、個人年金保険が2兆4,900億円（同2兆4,868億円）となりました。

2010年度の新契約高は、個人年金保険が1,047

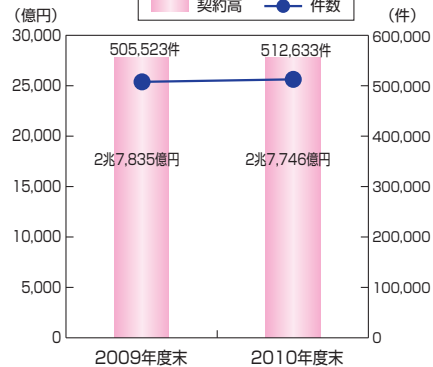
億円（2009年度1,734億円）となりました。

2010年度の解約・失効高は、個人保険が103億円（2009年度110億円）、個人年金保険が606億円（同470億円）となりました。

契約高・契約件数の推移

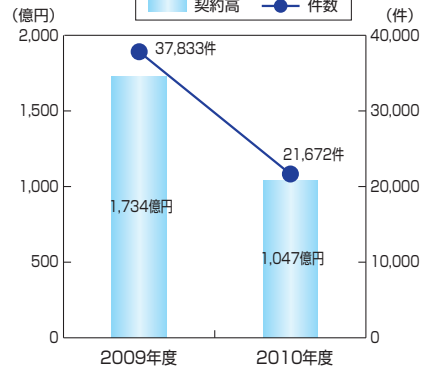
〈個人保険＋個人年金保険〉

1. 保有契約高



※個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資として算出した金額と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 新契約高



※個人年金保険の金額は新契約時における基本保険金額です。

決算の概況

収支の状況につきましては、保険料等収入1,134億円（2009年度1,823億円）、資産運用収益16億円（同2,992億円）、責任準備金等戻入額537億円（同繰入額3,581億円）を含むその他経常収益556億円（同21億円）の収入項目から、保険金等支払金1,330億円（同1,071億円）、資産運用費用283億円（同33億円）、事業費108億円（同151億円）などの

支出項目を控除した結果、当期純損失は25億円（同13億円）を計上することとなりました。

資産の状況につきましては、2010年度末の総資産は2兆2,630億円（2009年度末2兆3,210億円）となりました。また、責任準備金は2兆2,180億円（同2兆2,713億円）となっています。

2011年度に向けて

2011年度は、先進国経済の緩やかな回復が見込まれる一方で、産油国の政情不安による原油高や電力不足等がわが国経済に悪影響を与えるおそれもあり、予断を許さぬ状況が続くと考えられます。

こうした事業環境の下で、当社は市場環境の影響を受けにくい安定的な収益構造への変革を行い、お客様に信頼される保険会社となる為に以下の施策を実行します。

①お客様ニーズを捉え、相場の変動に対応できる変額年金保険商品ラインナップを確保すると

もに、変額年金以外の取扱商品多様化の検討を進めます。

②お客様の声やコンプライアンスを踏まえた経営体制を一層強化し、ご契約からお支払いまでお客様に適正なサービスを提供してまいります。特に、東日本大震災で被災されたお客様には簡易・迅速なお支払いを行うなど、対応を進めてまいります。

③効率的なオペレーションを追求し、一層の事業環境の変化に耐え得る体質へと転換します。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社（以下「東京海上HD」といいます。）との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定めています。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループグループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
 - a. 当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ グループ内取引等の管理に関する基本方針」に基づき、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
 - a. 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - b. コンプライアンスを統轄する部署を設置するとともに、年度アクションプランを策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。また、コンプライアンスに関する事項について統轄・推進および取締役会からの諮問に対する調査・審議・立案を行う機関として、取締役会直属の委員会であるコンプライアンス委員会を設置する。
 - c. コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - d. 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 顧客保護等に関する基本方針」に基づき、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 情報セキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
 - a. リスク管理方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - b. リスク管理を統轄する部署を設置するとともに、リスク管理方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - c. リスク管理についての年度アクションプランを策定する。

d. 取締役会直属の委員会としてリスク管理委員会を設置し、同委員会での論議を通じて全体的・総合的なリスク管理を推進する。

- (2) 当社は、「東京海上グループ 統合リスク管理に関する基本方針」に基づき、統合リスク管理方針を定めるとともに、グループ全体の統合リスク管理の一環として、保有リスク量とリターンの状況を定期的にモニタリングする。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画（数値目標等を含む。）を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員および当該職員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。

以上

2006年 5月12日制定

2007年12月19日改定

2008年 7月 1日改定

2009年 2月 6日改定

2010年 4月27日改定

2011年 4月27日改定

コーポレート・ガバナンスの状況

当社の統治機構

取締役・取締役会

取締役は8名、うち3名が社外取締役であり(2011年7月1日現在)、任期は1年とし、再任を妨げないものとしています。

取締役会は、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制システムを構築する責務などを負います。また、各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を十分に全うできるよう努めます。

経営会議

当社では、経営方針およびその他業務執行の全般に関わる重要事項について協議を行うことを目的として、常勤取締役、保険計理人、執行役員等から構成される経営会議を設置しています。

取締役会委員会

当社では、取締役会から諮問された事項についての調査、審議もしくは立案を行い、また、委任された事項について、その解決策を計画・立案し、総合的に調整の上、推進することを目的として、常勤取締役および必要と認められる部長等で構成される以下の取締役会委員会を設置しています。

(1) コンプライアンス委員会

社内コンプライアンスについて、その統轄および推進ならびに取締役会からの諮問に対する調査、審議または立案を行うことを目的として、コンプライアンス委員会を設置しています。当委員会は、コンプライアンスに関する方針および実施計画の策定と推進、コンプライアンスの社内推進体制の整備、コンプライアンスのモニタリングの方針および実施計画の策定、コンプライアンスに関する社員教育・研修に関する基本方針および実施計画の策定等の役割を担っています。

(2) リスク管理委員会

全社的なリスク対応のため、情報収集および対応方針の取りまとめを行い、生命保険事業を営むにあたり発生する各種リスクを適切かつ統合的に

管理することを目的として、リスク管理委員会を設置しています。当委員会は、リスク管理の基本方針および基本計画の策定、リスク管理体制の全体的評価および体制の整備、リスク管理に関する社員教育・研修の統轄および実施、事業運営に重大な影響を及ぼすリスクが突発的に発現した場合の緊急対応の検討等の役割を担っています。

(3) 投資委員会

一般勘定および特別勘定の資産を安全かつ効率的に運用するための重要事項の決議および協議、報告を目的として投資委員会を設置しています。当委員会は、資産運用に関する基本方針・計画ならびにリスク管理方針に関する事項、資産運用に関する収益管理・リスク管理に関する事項の協議等の役割を担っています。

(4) 業務品質改善委員会

お客様、代理店からの視点で業務品質改善を行うための取り組みを企画・立案および推進するとともに、取締役会からの諮問に対して、調査・審議または立案することを目的として、業務品質改善委員会を設置しています。当委員会は、お客様のご意見、ご要望等に基づく現状の問題点・課題の把握とその検討、業務品質改善に関する基本方針と推進計画の策定および進捗状況のモニタリング等の役割を担っています。

監査役・監査役会

監査役は、独立した機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行について監査を行います。

監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針および監査計画等にしがたい、質の高い監査を実施するよう努めています。

当社の監査役会は、3名の監査役で構成され、うち2名が会社法で定める「社外監査役」です。(2011年7月1日現在)

社外・社内の監査態勢

社外の監査・検査

当社は社外の監査・検査として、会社法に基づく監査法人による外部監査および保険業法に基づく金融庁による検査を受けています。

社内の内部監査態勢

当社では、内部監査を「経営目標の効果的な達成を図るために、企業における全ての業務を対象とした内部管理態勢（法令等遵守態勢、リスク管理態勢

を含む）等の適切性、有効性を検証するプロセスであり、内部事務処理等の問題点の発見、指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等を目的とする」と定義して、全ての部門を対象に内部監査を実施しています。

また、内部監査結果については、問題点の指摘や評価、改善提言を行うとともに、取締役会等に報告しています。

持株会社によるガバナンス

(1) 東京海上ホールディングスによる経営管理の仕組み

東京海上ホールディングスは、グループの事業を統括する持株会社として、グループの企業価値を最大化する観点から、当社を含む事業子会社等に対する株主権を行使しています。

また、東京海上ホールディングスは当社を含む事業子会社等との間で経営管理契約を締結するなどして、経営管理を行っており、これに基づき、当社は事業戦略・事業計画をはじめとするグループ経営に大きな影響を及ぼす業務執行の決定について、東京海上ホールディングスの事前承認を得た上で実施しています。

(2) コンプライアンス態勢

東京海上ホールディングスは、グループのコンプライアンスに関する各種施策の立案およびそれらの実施状況のモニタリングを行っています。グループのコンプライアンスに関する重要事項は、東京海上ホールディングスの経営会議・取締役会等において審議・決定され、グループ各社におけるコンプライアンスの一層の徹底が図られています。

また、東京海上ホールディングスは、グループの役職員が遵守すべき重要な事項を、コンプライアンスの観点からまとめた「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」を策定・公表するとともに、グループ各社の役職員がコンプライアンス

上の問題について報告・相談できるホットライン（内部通報制度）を社内外に設置しています。

(3) リスク管理態勢

東京海上ホールディングスではグループ全体が抱えるリスクの状況を把握し、グループ全体のリスク管理を実施する態勢としています。グループ全体のリスク管理に関する基本方針や統合リスク管理に関する基本方針の制定などのリスク管理に関する重要事項は、東京海上ホールディングスの経営会議・取締役会において審議・決定され、グループにおけるリスク管理の強化が図られています。

(4) 内部監査態勢

東京海上ホールディングスは、グループの「内部監査に関する基本方針」を定めるとともに、グループ各社が内部監査を実施する際の「内部監査規程」の内容を統一することにより、グループとしての一貫性ある内部監査を確保しています。また、年度ごとの重点取組課題・項目等を設定し、これらを踏まえたグループ各社の内部監査の実施状況や内部管理態勢の状況等について、モニタリングを行っています。

(5) 事業子会社としての業績評価

東京海上ホールディングスは、予め定めた業績指標に対する達成度により、毎年、当社を含む主な事業子会社の業績評価を行い、その評価結果を各社の役員報酬に反映させています。

CSR（企業の社会的責任）の取り組み

東京海上グループは、CSRを「企業経営そのものであり、経営理念の実践そのもの」と認識し、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様とともに持続的に発展していくことを目指して、積極的な取り組みを推進しています。

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることに
より、「企業の社会的責任 (CSR)」を果たします。

○商品・サービス

- ・広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。

○人間尊重

- ・すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- ・プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。

○地球環境保護

- ・地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。

○地域・社会への貢献

- ・地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。

○コンプライアンス

- ・常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。

○コミュニケーション

- ・すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。

当社のCSRの主な取り組み

当社では、東京海上グループ CSR憲章に基づき、以下の取り組みを行っています。

○商品・サービス

コールセンターや各種アンケートを通じて日々寄せられるお客様の声や代理店からのご意見・ご要望などを分析し、ニーズを把握することで、お客様の視点に立った付加価値の高い商品開発やサービスの向上にいかしています。

11ページ『お客様の声』に基づき開発・改善した商品・サービス等の実例」をご参照ください。

○人間尊重

全社員を対象に、毎年、人権啓発をテーマとし



社員の家族を招いての職場見学会

た研修を実施し、人権尊重の意識向上に努めています。また、ワークライフバランスの観点から休暇取得推進や健康診断全社員受診と受診結果に基づくアフターフォローの取り組みを通じ、社員の安全と健康に配慮した労働環境の整備を行っています。さらに、社員の家族を招いての職場見学会を行う等、社員の多様な働き方を可能にする職場作りに取り組んでいます。

○地球環境保護

環境マネジメントシステムを導入し、全社において集計した環境負荷データを基に、環境負荷削減の数値目標を設定し、電力使用量や紙使用量の削減、資源の効率的利用などを行っています。

○地域・社会への貢献

33ページ「社会貢献活動」をご参照ください。

○コンプライアンス

社員・代理店の適正な業務運営に向け、コンプライアンス推進態勢の整備・強化を図るとともに、個人情報保護の徹底に向け、社員教育の充実や技術的安全管理措置の向上に取り組んでいます。

34～38ページ「コンプライアンスの徹底」および39～42ページ「個人情報保護への対応」をご参照ください。

○コミュニケーション

適正な情報開示に努めるとともに、「お客様の声」を真摯に受け止め、積極的に企業活動にいかす取り組みを行っています。

9～12ページ「よりお客様にご満足いただくために」および45ページ「情報開示」をご参照ください。

社会貢献活動

当社では、東京海上グループ CSR憲章に基づき、社会貢献活動を積極的に進めています。

○献血の推進

年に1度、社員に献血を推奨して、献血の推進に取り組んでいます。

○ぱれっと福祉バザーへの参加

障がい者の自立支援活動を行っているNPO法人ぱれっとが主催する「ぱれっと福祉バザー」の運営に協力しています。

【2010年度NPO法人ぱれっとからのお礼状】（抜粋）

この度は、『第27回ぱれっと福祉バザー』へのあたたかいご協力・ご支援、誠にありがとうございました。

売上金は、障がい者の暮らし・仕事・余暇などの生活場面において、誰もがあたり前に暮らす社会の実現を目指す、ぱれっとの活動で有効に使わせていただきます。

○ecoキャップボトルの収集

「世界の子どもたちにワクチンを届ける」活動に参加し、ペットボトルのキャップを収集して、NPO法人に寄付しています。

○大崎クリーンウォークの実施

本社のある品川区大崎エリアへ感謝の気持ちを込めて、社員とその家族で清掃活動をしています。



ぱれっと福祉バザーの風景



清掃活動後の社員とその家族

コンプライアンスの徹底

コンプライアンス方針

当社はおお客様の信頼をあらゆる事業活動の原点におき、健全かつ公正な経営を旨とすることを経営理念（3ページをご参照ください）に掲げ、コンプライアンスを経営の基本に位置づけています。

<コンプライアンス宣言>

当社は、お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点におき、変額保険・変額年金保険等の事業を通じて「人生の豊かさと安心」を提供し、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献することを経営理念としており、その精神を具体的な行動に移す際を守るべき重要な事項をコンプライアンスの観点から「コンプライアンス行動規範」として定めています。

私たち全役員はこの行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、情報セキュリティ管理およびコンプライアンスの徹底を最優先することをここに宣言いたします。

東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社
取締役社長 **八木 孝**

<コンプライアンス行動規範>（骨子）

- 法令等の徹底 法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。
- 社会との関係 社会、政治との適正な関係を維持します。
- 適切かつ透明性の高い経営 業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。
- 人権・環境の尊重 お客様、役員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

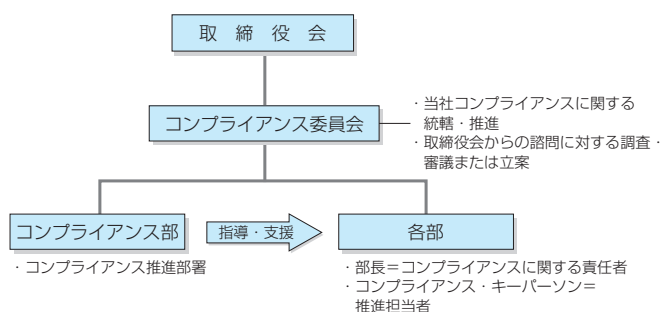
コンプライアンス推進体制

コンプライアンスの徹底には、日常業務に根ざした取り組みが極めて重要であることから、各部の部長をコンプライアンスに関する責任者とするとともに、コンプライアンス推進担当者としてコンプライアンス・キーパーソンを配置し、各部の日常業務におけるコンプライアンスの推進を図ることとしています。

さらに、コンプライアンス推進部署としてコンプライアンス部を設け、コンプライアンスに関する各部への指導・支援を行っています。

また当社においては、取締役会委員会としてコンプライアンス委員会を設置しています。同委員会は、コンプライアンスに関する基本方針やアクションプランの策定・進捗確認・実施結果の総括など、当社のコンプライアンス統轄・推進およびコンプライアンス関連事項に関する取締役会からの諮問に対する調査・審議または立案を行っています。

コンプライアンス推進体制



具体的な取り組み

各部におけるコンプライアンス推進の具体的な取り組みのうち主なものは以下のとおりです。

- ・コンプライアンス・アクションプランの策定・実施
- ・コンプライアンスに関する業務の点検
- ・各部業務に係る諸規則・各種マニュアルの見直し
- ・代理店に対するコンプライアンスの点検・指導
- ・役員に対するコンプライアンス研修の実施

「消費者契約法」・「金融商品取引法」・「金融商品販売法」への取り組み

当社は、お客様への保険商品販売を適正に行うために、「消費者契約法」、「金融商品取引法」および「金融商品販売法」などを踏まえて、適切な業務運営を行っています。

●消費者契約法

お客様にご契約いただくにあたって、保険契約の内容を充分にご理解いただくために、パンフレット等の説明資料をわかりやすいものにするなどの取り組みを行うとともに、お客様に当社商品をご案内する代理店に対しても、募集活動を適正に行うよう販売研修等を実施しています。

保険契約の内容（約款）には、消費者契約法に照らして無効となるような条項（無効条項）を含みません。また今後の商品開発においてもこのような条項を規定することはありません。

●金融商品取引法

①「適合性の原則」遵守

お客様の知識・投資経験・財産の状況・ご契約の目的等を事前にお伺いし、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」等の内容について、お客様が充分にご理解の上でご契約いただけるよう、当社は代理店向けに、販売研修の実施や販売研修ツールの提供等を行っています。

また、お客様にご契約いただく場合には、「意向確

認書」によって、ご提案商品がお客様のご意向に沿ったものであるかを、お客様自身にご確認いただいています。

②広告等の規制

契約者保護の観点から、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、パンフレット等の各種資料、ホームページについて、法定要件を充足するよう記載しています。

●金融商品販売法

ご契約時に交付する「ご契約のしおり・約款」に、市場の変動や保険会社の財務状況の悪化等により、解約払戻金額等がお客様からお預かりした保険料を下回る場合があること（市場リスク、信用リスク等）を記載しています。

また、次ページの通り勧誘方針として「お客様への販売・勧誘にあたって」を策定し、本社および各営業所に掲示するとともに、ホームページでも公表しています。また代理店に対しても代理店事務所に代理店の勧誘方針を掲示し、これを遵守した募集活動を行うよう指導しています。

勧誘方針

お客様への販売・勧誘にあたって

お客様の視点に立ってご満足いただけるように努めます。

●保険その他の金融商品の販売にあたって

- ・お客様の商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況など、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った商品の説明および提供に努めます。
- ・特に市場リスクを伴う投資性商品については、そのリスクの内容について適切な説明に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。

●各種の対応にあたって

- ・お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・保険事故が発生した場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金等の適正な支払いに努めます。
- ・お客様のご意見・ご要望を商品開発や販売活動に生かしてまいります。

各種法令を遵守し、保険その他の金融商品の適正な販売に努めます。

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- ・適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売にあたる者の研修に取り組みます。
- ・お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱いおよび厳正な管理をいたします。
- ・未成年の方、特に満15歳未満の方を被保険者とする保険契約等については、保険金の不正取得を防止する観点から適切な募集に努めます。

以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年法律第101号）に基づく弊社の「勧誘方針」です。法律の概要については、金融庁のホームページをご覧ください。

反社会的勢力への対応

当社は、内部統制基本方針に基づき、「反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を策定し、本方針にしたがって反社会的勢力等に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

〈反社会的勢力等への対応に関する基本方針（概要）〉

1. 基本原則

反社会的勢力等に対し、以下の（1）から（5）に基づき迅速に対応します。

（1）組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

（2）外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

（3）取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

（4）有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

（5）裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、当社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

2. 態勢整備

反社会的勢力等との関係を遮断するために、以下の態勢を整備します。

（1）社内態勢（報告・相談体制等）の整備

（2）研修活動の実施

（3）対応マニュアル等の整備

（4）警察等外部機関等との連携 等

利益相反取引等の管理

当社では、東京海上ホールディングスの定めた「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、お客様の利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

〈東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針（概要）〉

1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上ホールディングスまたは東京海上グループ会社が行う取引等のうち、以下に掲げるものをいいます。

- (1) お客様の利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益が東京海上グループの他のお客様の不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引（個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。）
- (4) 上記（1）から（3）までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客様の保護や東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

2. 利益相反取引等の管理体制

持株会社である東京海上ホールディングスによる一元的な東京海上グループの利益相反取引等の管理のもと、当社においても、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなどの体制整備を行い、利益相反取引等を適切に管理してまいります。

3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社は、利益相反取引等のおそれがある取引等を行おうとする場合には、事前に東京海上ホールディングスに報告することとします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、報告された取引等について、お客様の利益を不当に害するまたは害する可能性があるかと判断した場合には、以下の方法による措置を講ずるよう、報告を行った東京海上グループ会社に指示します。
 - ①当該取引を行う部門と当該取引に係るお客様とその他の取引を行う部門を分離する方法
 - ②当該取引または当該取引に係るお客様とその他の取引の条件または方法を変更する方法
 - ③当該取引に伴い、当該取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客様に適切に開示する方法
 - ④当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客様に関する情報を利用することについて、当該お客様の同意を得る方法
 - ⑤当該取引等または当該取引に係るお客様とその他の取引を中止する方法
 - ⑥その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

4. 利益相反取引等の管理体制の検証

東京海上グループの利益相反取引等の管理体制の適切性および有効性については、東京海上ホールディングスが定期的に検証してまいります。

個人情報保護への対応

個人情報の保護

当社は、お客様の住所・氏名・契約内容等の個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、およびその他関連法令、金融庁が定める「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、(社)生命保険協会が定める「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針について」等にしたがって、適切な措置を講じています。

具体的には、お預かりしたお客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように、「情報セキュリティ管理指針」を始めさまざまな規程・ルールを策定し、管理責任者を定め体制を整備しています。

また、策定した規程・ルールの周知のために代理店および従業員等に情報セキュリティ管理のマニュアルを配布し、その教育・指導を行うことに加えて、ルールの遵守状況を定期的に点検し、個人情報管理態勢の更なる向上に取り組んでいます。

さらに、システム面においても、個人情報漏えい防止のための対応を行い、情報セキュリティ管理態勢の強化を図っています。

当社の個人情報保護に関する考え方・方針を定めた「個人情報の取り扱いについて（プライバシー・ポリシー）」については、当社ホームページで公表しています。

プライバシー・ポリシー

個人情報の取扱いについて

東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社

弊社は、「お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置きます」との経営理念の下、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献することを目指しています。このような理念のもと、弊社は、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや(社)生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針について」ならびに東京海上グループ プライバシー・ポリシーを遵守して、以下のとおり個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、弊社は、お預かりしている個人情報が業務上適切に取り扱われるよう、弊社代理店および弊社業務に従事している者等への指導・教育の徹底に努めます。なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めていきます。

1. 個人情報の取得について

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的について

弊社では、次の業務を実施する目的ならびに下記4. および5. に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲内で個人情報を利用します。また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

- ①生命保険契約の申し込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- ②適正な保険金・給付金の支払い
- ③弊社が有する債権の回収
- ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑤生命保険商品・損害保険商品等弊社が取り扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- ⑥弊社が取り扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理

- ⑦上記⑤⑥に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- ⑧東京海上グループ各社・提携先企業等が取り扱う商品、コンサルティング等の商品・サービスの案内
- ⑨各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑩弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ⑪市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- ⑫弊社社員の採用、販売基盤（代理店等）の新設・維持管理
- ⑬他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- ⑭問い合わせ・依頼等への対応
- ⑮その他、①から⑭に付随する業務ならびにお客様とのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供について

弊社では、次の場合を除いて、本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。

- 法令に基づく場合
- 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- 弊社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」をご覧ください。）
- 生命保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記「5. 情報交換制度等について」をご覧ください。）
- 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求その他必要な範囲内で、再保険会社に提供する場合

4. グループ会社・提携先企業との共同利用について

前記2. ①～⑮に記載する利用目的のため、および持株会社による子会社の経営管理のために、弊社と東京海上グループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

- ①個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況等の内容
 - ②個人データ管理責任者：東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社
- ※弊社のグループ会社・提携先企業については、下記「11. 会社一覧」をご覧ください。

5. 情報交換制度等について

弊社は、以下の制度に基づき、生命保険会社との間で個人データを共同利用します。以下の詳細につきましては（社）生命保険協会（以下「協会」といいます。）のホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）もあわせてご覧ください。

<保険契約等に関する情報の共同利用制度>

①「契約内容登録制度・契約内容照会制度」

弊社は、協会、協会加盟の他の生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会とともに保険契約等のお引受けの判断あるいは保険金等のお支払の判断の参考とすることを目的として、弊社の保険契約等に関する登録事項を共同して利用しています。

②「医療保障保険契約内容登録制度」

弊社は、協会および協会加盟の他の生命保険会社とともに、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、弊社の医療保障保険契約に関する登録事項を共同して利用しています。

③「支払査定時照会制度」

弊社は、協会、協会加盟の他の生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会とともに、お支払いの判断または保険契約等の解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、弊社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する情報を共同で利用しています。

<生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度>

①「募集人登録情報照会制度」

弊社は、生命保険会社その他保険業法に基づき保険の引受けを行う者（以下「会社」といいます。）が適正な募集人の申請等を行うことならびに各会社および協会が募集人に係る情報を適切に管理することを助け、各会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、もって生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的として、協会のデータベースに登録され、または保管・管理されている募集人の登録申請等に関する情報を共同して利用しています。

②「合格情報照会制度」

弊社は、生命保険会社その他保険業法に基づき保険の引受けを行う者（以下「会社」といいます。）が採用する職員等の適格性および資質を判断することを助け、適正な試験運営や有能な人材確保により、各会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的として、協会のデータベース内で保管・管理される、受験申込者に関する情報を共同して利用しています。

③「退社者情報登録制度」

弊社は、生命保険会社その他保険業法に基づき保険の引受けを行う者（以下「会社」といいます。）が採用等する職員等の適格性および資質を判断することを助け、各会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、もって生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的として、生命保険の業務に関して不適当な行為をなして会社を退社した職員等の退社に関する情報として、協会のデータベースに登録され、または同データベース内で保管・管理されている情報を共同して利用しています。

④「変額保険販売資格者登録制度」

弊社は、変額保険販売資格者登録および登録抹消を行うために利用することにより、変額保険契約者の利益保護および募集秩序の維持を図るとともに、変額保険の健全な普及・発展を期することを目的として、変額保険の募集を行わせる者に関する情報を共同して利用しています。

6. センシティブ情報の取扱いについて

お客様の健康状態・病歴などのセンシティブ情報につきましては、「保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。

弊社は、これらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供しません。

7. ご契約内容・事故に関するご照会について

ご契約内容や保険金の支払内容に関するご照会については、下記「10. お問い合わせ窓口」にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応します。

8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求（以

下「開示等請求」といいます。)については、下記「10. お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面でご回答します。利用目的の通知請求および開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細についてはこちらをご覧ください。(http://www.tmn-financial.co.jp/others/seikyuu.html)

9. 個人データの管理について

弊社では、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要な正確性・最新性の確保に努めます。また、弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

10. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報の取り扱いに関する苦情やご相談に対し適切かつ迅速に対応します。

弊社の個人情報の取扱いや個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】	東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社 テレホンサービス
【電話番号】	0120-155-730 (フリーダイヤル) 03-6420-4000 (大代表)
【受付時間】	午前9時～午後5時半 (土日祝祭日および年末年始を除く)

弊社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

【お問い合わせ先】	(社) 生命保険協会 生命保険相談室
【電話番号】	03-3286-2648
【住所】	〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
【受付時間】	午前9時～午後5時 (土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)
【ホームページアドレス】	http://www.seiho.or.jp/

11. 会社一覧

「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」における、弊社のグループ会社・提携先企業は、下記のとおりです。

- ①グループ会社：こちらをご覧ください。(http://www.tokiomarinehd.com/group/index.html)
- ②提携先企業：個人データを弊社が提供している提携先企業はございません。

(注) 以上の内容は、弊社業務に従事している者等の個人情報については対象としていません。

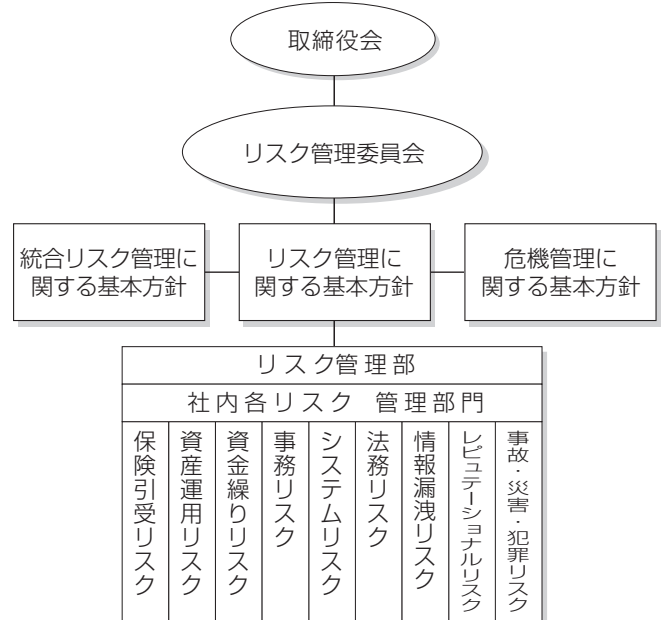
東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社
個人データ管理責任者
取締役 浅井 重明

リスク管理

リスク管理の取り組み

金融の自由化、国際化の進展、さらには環境の急激な変化に伴い、当社を取り巻くリスクは複雑多岐なものとなっています。こうした中、当社ではリスクの所在を十分に理解した上で、そのリスクをコントロールしていくことが経営の重要課題の1つであるとの認識のもと、取締役会委員会としてリスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理部内にリスク管理グループを置き、各種リスクに関する諸問題に取り組んでいます。

リスク管理の態勢



(1) リスク管理委員会の役割

リスク管理にあたっては、社内の担当部門が自己責任の原則に立って、業務を遂行することが重要ですが、会社全体でのリスクの把握やコントロール、さらには内部牽制といった観点でリスク管理委員会を設置しています。

リスク管理委員会では主に以下の業務を担当しています。

- ① リスク管理の基本方針および基本計画の策定
- ② リスク管理体制の全体的評価および体制の整備
- ③ 全社的な観点からのリスク量の測定およびモニタリングならびにそれに基づくリスク管理全般にわたる事項の調査、企画、立案および調整

- ④ リスク管理に関する社員教育・研修の統轄および実施
- ⑤ 事業運営に重大な影響を及ぼすリスクが突発的に発現した場合の緊急対応の検討

なお、個人情報に関する情報漏洩リスク管理については、別途、コンプライアンス委員会において情報セキュリティ管理方針等の策定を行っています（個人情報保護の方針については、39～42ページ「個人情報保護への対応」をご参照ください）。

(2) リスク管理に関する基本方針に基づく管理

当社のリスク管理全体の態勢は、リスク管理に関する基本方針において定め、この方針のもと、リスク区分ごとに管理部門を設け、管理方針・管理プロ

セスを策定するとともに、全社的なリスク管理の徹底を図っています。

(3) 危機管理に関する基本方針に基づく管理

当社は、リスクが顕在化し、お客様・代理店などとの関係に広範かつ重大な影響を及ぼす事態、あるいは、当社業務に重大な支障が生ずるような事態（緊急事態）が発生した場合には、危機管理に関する

基本方針に則り、当社が被る経済的損失を極小化し、通常業務に復旧するために迅速で適切な行動・措置をとることとしています。

(4) 統合リスク管理に関する基本方針に基づく管理

当社では、生命保険事業運営に係るリスク量を定量的に測定し、東京海上ホールディングスと一体となったリスク管理を行い、格付けの維持および倒産の防止を図っています。

また、大規模な自然災害や金融市場の混乱など、将来の不利益が生じるストレスシナリオを想定し、

その影響を評価、分析するストレステストを実施しております。実施にあたっては、ストレスシナリオを定期的に見直しています。なお、ストレステストの結果は、リスクの定量化手法および資本の充分性の検証やリスクのコントロール等の各種経営判断に活用しています。

変額年金保険のリスク管理方法ならびにその状況

運用実績に関わらず死亡保険金額や年金額等を最低保証する機能を有する変額年金保険においては、運用実績が不調であった場合でも、死亡保険金額や年金額等が、最低保証された金額を下回るリスクをご契約者が負うことはなく、代わって保険会社がこのリスクを負うこととなります。このリスク（最低保証リスク）は株式市場等のマーケットの下落リスクであり、マーケットが急落した場合等においては経営の健全性に重大な影響を及ぼすおそれがあるものです。

当社としては、健全性を維持するのみならず、お客様に魅力ある商品を安定的に提供させていただくという観点においても、この最低保証リスクを適切

にコントロールしていくことが重要であると認識しています。

この認識のもと、当社では最低保証リスクについては原則として保有せず外部へのリスク移転を行うことを基本方針としており、その方法としては、より確実なリスク移転を行う観点から再保険契約の活用を主体とすることとしています。

なお、リスク分散の観点から、再保険契約の締結先として東京海上グループの再保険会社Tokio Marine Bluebell Re Limitedとグループ外の複数の再保険会社を併用することにより、より安定的かつ合理的なリスクコントロールを行っています。

情報開示

ディスクロージャー（情報開示）の態勢

当社は、お客様、株主、社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様の当社に対する理解を促進し、適正にご評価いただくために、「東京海上グループ 情報開示基本方針」に基づき、当社に関する重要な情報（財務的・社会的・環境的側面の情報を含む）の公正かつ適時・適切な開示に努めます。

ホームページ

当社のホームページには、事業活動や決算・財務情報等の情報を掲載しています。お客様向けには主な商品の内容、各種お手続き等についてご案内しています。当社商品のユニットプライスをお客様に直接メールでお届けする「メール配信サービス」も実施しています。

当社ホームページアドレス
<http://www.tmn-financial.co.jp>

会社案内

会社概要を簡単にご説明する冊子を作成しています。

ディスクロージャー資料

ステークホルダーの皆様に当社の事業活動について幅広くご理解いただくため、毎年「東京海上日動フィナンシャル生命の現状」を作成しています。

CSR報告書

東京海上グループではCSRに関する取り組みについて「東京海上グループCSR報告書*」を作成し、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションツールとして活用しています。

東京海上グループ各社におけるCSRの主要課題の取り組み（事業を通じた価値提供、気候変動への対応、地域社会との協働）について報告しています。

アニュアルレポート

東京海上ホールディングスでは、主に海外の株主、投資家の皆様向けに、トップメッセージ、決算、経営情報等を掲載した英文アニュアルレポート*を作成しています。

東京海上ホールディングスの現状

東京海上ホールディングスでは、東京海上ホールディングスおよびその事業子会社の業務および財産の状況をわかりやすくご説明するため、毎年「東京海上ホールディングスの現状*」を作成しています。

*作成主体は、当社の持株会社である東京海上ホールディングス株式会社です。

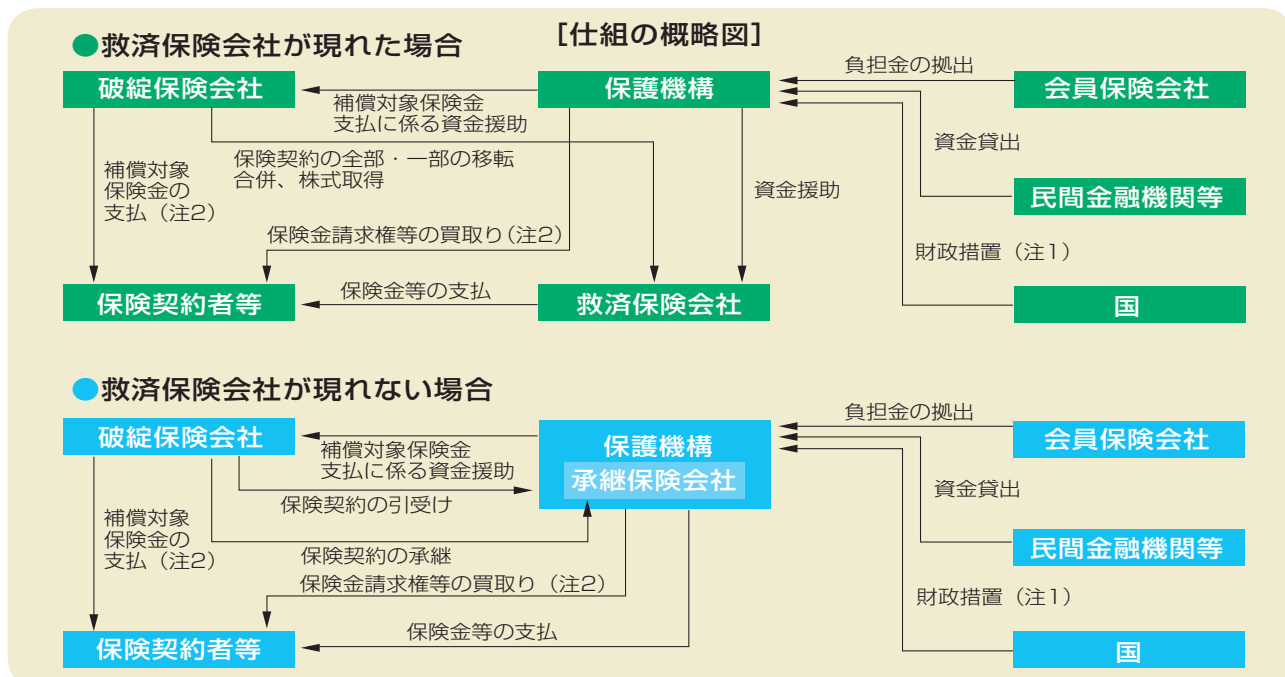
生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維

持し、保険契約の継続を図るために、通常解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率=90%−{(過去5年間の各年の予定利率−基準利率)の総和÷2}
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



(注1) 上記の「財政措置」は、平成24年（2012年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取り取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>